

求職者・求人者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示について

事業所名称	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 秋田県福祉人材センター
事業所所在地	秋田県秋田市旭北栄町1-5
代表者	三浦 廣巳
許可番号	05-ム-010004

当法人は厚生労働大臣の許可を受けている無料職業紹介事所(許可番号05-ム-010004)です。
職業安定法第32条の13、及び同法施行規則第24条の5の規定に則り、以下の項目を明示しますので内容をご確認ください。

1 取扱職種の範囲等について

取扱職種の範囲は、次の通りです。

- (1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所
(ただし、社会福祉法人が実施する公益事業、並びに公益法人が実施する高齢者や障害者、児童等を対象とする公益事業も含む)
- (2) 介護保険法に規定する事業を行う介護保険事業所
- (3) 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- (4) その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
- (5) 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- (6) 行政が実施する相談所(福祉事務所、児童相談所、更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター等)
- (7) 社会福祉分野の国家資格を持つ専門職(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等)の場合は、上記以外の社会福祉を目的としない事業を行う事業所を含む

取扱地域は、秋田県です。

2 苦情処理に関する事項について

苦情処理責任者は、福祉人材支援部長 大信田勝 です。窓口担当者は、職業紹介責任者 小林均です。

苦情の申し出があった場合は、事実に基づき迅速かつ適切に対応します。

3 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項について

求人者情報及び求職者の個人情報の取扱責任者は、福祉人材支援部長 大信田勝 です。窓口担当

者は、職業紹介責任者 小林均 です。

求人者情報は、職業紹介事業に係るものに限りです。

個人情報に関して当該情報の本人から開示の請求があった場合には、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等の客観的事実に基づく情報を速やかに開示します。また、本人からの訂正の請求があり、当該請求が客観的事実に合致するときは速やかに訂正します。

求職者様へ

【登録にあたっての留意事項】

- ①学生・生徒以外の社会人の方の求職登録の有効期限は3ヶ月です。学生・生徒の方は年度末までとなります。
- ②社会人の方には、有効期間が近付くと登録を継続するかどうかの意思確認に関する書類を送付します。登録を継続する場合は照会文書に基づき御連絡ください。連絡がない場合は登録を取り下げますのでご注意ください。
学生・生徒の方は年度末までの登録となりますので、意思確認は行いません。
- ③当センターの求人情報はインターネット『福祉のお仕事』公開しておりますので、必要に応じてご利用ください。
- ④就職が決定した場合や、登録内容に変更等があった場合は、秋田県福祉人材センター（018-864-2880）へご連絡ください。

求人者様へ

【求人票の申請に関する留意事項】

- ①求人票の申請、修正、取り下げに関することは全てインターネット「福祉のお仕事」からお願いいたします。求人票の有効期限は3ヶ月です。「新卒のみ」の求人票は年度末まで有効となります。
- ②有効期限が近付くと自動メール配信で通知します。採用の有無について入力し、求人票を抹消して下さい。なお、継続して求人票を掲載したい場合は「再利用新規」ボタンを押下し、内容をご確認の上、改めて新規申請をして下さい。
- ③求人票は、登録の求職者のみならずインターネットから閲覧されますので、可能な限り詳細をご入力下さい。

※システム操作等、不明な点に関しては、秋田県福祉人材センター(018-864-2880)へご連絡下さい。